



発行：令和8年（2026年）7月1日発行 株式会社ベストアドバイス

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-4 NKビル1F

TEL ☎ 0120-010-492 FAX ☎ 0120-894-492

✉ info@bestadvice.co.jp 🌐 <https://www.bestadvice.co.jp>

## 公的介護保険制度について

「要介護状態になったら介護保険でいくらもらえるの？」

というご質問を受けることがあります。

しかし、公的介護保険とは金銭を受け取る制度ではなく、

**介護サービスを低負担で受けることができる制度**です。

40 歳以上の方が加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに

所定の介護サービスが受けられる社会保険です。介護が必要かどうかは、

市区町村の介護認定審査会で「**要介護認定**」を受けることで判断されます。

要介護認定を受けた人は、所得に応じて「1～3 割」の利用料を支払うことで、

居宅介護サービスや施設サービスを受けることができます。



被保険者は

- ① 65 歳以上の人（第 1 号被保険者）
  - ② 40～65 歳の医療保険加入の人（第 2 号被保険者）
- となっています。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳位から 64 歳までの医療保険加入者
受給要件	要介護状態 要支援状態	要介護・要支援状態が、末期がん・関節リュウマチ等の加齢に起因する疾病に限定
保険料負担	市区町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

\*厚生労働省老健局「介護保険制度の概要」をもとに作成

支給限度額は地域によって違います。1カ月当たりの標準的な支給限度額と在宅介護におけるサービスの目安は下表の通りです。

(\*2023年12月時点の内容です。記載の内容は将来変更される場合があります。)

要介護度	支給限度額	利用できるサービスのめやす
要支援1	50,320円	<b>週2～3回のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回の訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・月2回の施設への短期入所</li> </ul>
要支援2	105,310円	<b>週3～4回のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回の訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・月2回の施設への短期入所</li> <li>・福祉用具貸与（歩行補助つえ）</li> </ul>
要介護1	167,650円	<b>1日1回程度のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3回の訪問介護</li> <li>・週1回の訪問看護</li> <li>・週2回の通所系サービス</li> <li>・3カ月に1週間程度の短期入所</li> <li>・福祉用具貸与（歩行補助つえ）</li> </ul>
要介護2	197,050円	<b>1日1～2回程度のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3回の訪問介護</li> <li>・週1回の訪問看護</li> <li>・週3回の通所系サービス</li> <li>・3カ月に1週間程度の短期入所</li> <li>・福祉用具貸与（認知症老人徘徊感知機器）</li> </ul>
要介護3	270,480円	<b>1日2回程度のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回の訪問介護</li> <li>・週1回の訪問看護</li> <li>・週3回の通所系サービス</li> <li>・毎日1回夜間の巡回型訪問介護</li> <li>・2カ月に1週間程度の短期入所</li> <li>・福祉用具貸与（車いす、特殊寝台）</li> </ul>
要介護4	309,380円	<b>1日2～3回程度のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週6回の訪問介護</li> <li>・週2回の訪問看護</li> <li>・週1回の通所系サービス</li> <li>・毎日1回、夜間対応型訪問介護</li> <li>・2カ月に1週間程度の短期入所</li> <li>・福祉用具貸与（車いす、特殊寝台）</li> </ul>
要介護5	362,170円	<b>1日3～4回程度のサービス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週5回の訪問介護</li> <li>・週2回の訪問看護</li> <li>・週1回の通所系サービス</li> <li>・1カ月に1週間程度の短期入所</li> <li>・毎日2回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護</li> <li>・福祉用具貸与（特殊寝台、エアーマットなど）</li> </ul>

\*SOMPO ひまわり生命保険株式会社「Himawari Data Book」(2024年3月発行)より抜粋

介護保険の利用は、市区町村の窓口にご相談することから始まります。

介護が必要だと感じたら、まず相談してみましよう。(井上)